

## 高等学校等就学支援金制度について

本制度は、高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

就学支援金は、保護者の市町村民税所得割額(父母を加算)が304,200円(年収910万円程度)未満の世帯の生徒に対して、保護者の所得に応じて支給されます。支給額と学費納入額は下記一覧でご確認下さい。

高等就学支援金について詳しくは、文部科学省ホームページでご確認下さい。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/1342605.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342605.htm)

リーフレット

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/detail/1342886.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1342886.htm)

学費年額 授業料 660,000 円を 3 期 (3 月末、7 月末、11 月末) に分けて納入 (1 期 220,000 円)		
区分	就学支援金 充当額	納入額
就学支援金支給が無い生徒 年収 910 万円程度以上 ・市町村民税所得割額 304,200 円以上	0 円	220,000 円
一般世帯 ・市町村民税所得割額 154,500 円以上 304,200 円未満	年額 118,800 円	180,400 円
1.5 倍加算支給/年収 350~590 万円程度 ・市町村民税所得割額 51,300 円以上 154,500 円未満	年額 178,200 円	160,600 円
2 倍加算支給/年収 250~350 万円程度 ・市町村民税所得割額 1 円以上 51,300 円未満	年額 237,600 円	140,800 円
2.5 倍加算支給/年収 250 万円未満 ・市町村民税所得割非課税 0 円	年額 297,000 円	121,000 円